

日医発第 823 号(地域)(介護)

令和 5 年 8 月 1 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会

常任理事 江澤 和彦

(公印省略)

療養病床及び一般病床に係る基準病床数について (参考)

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局地域医療計画課より各都道府県医療計画主管課宛に標記の事務連絡が発出されました。

第 8 次医療計画における基準病床数については、令和 5 年 3 月 31 日付厚生労働省医政局長通知「医療計画について」(令和 5 年 4 月 5 日付日医発第 84 号(地域)(健Ⅱ)(介護)でご案内)において示されております。

本事務連絡は、療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定にあたり都道府県が設定する、1. 介護施設、在宅医療等対応可能数、及び 2. 流入・流出入院患者数につき整理したものです。

1 は、地域医療構想における在宅医療等の追加的需要(2018 年度から 2025 年度までの 8 年間で対応する予定とされているもの)を指すところ、第 8 次医療計画で設定する介護施設、在宅医療等対応可能数は、2025 年時の追加的需要×2/8 とされています。(第 7 次医療計画までに、8 年中 6 年まで対応したことを前提に、残 2 年度分に相当する数)。なお、地域医療構想策定時に在宅医療等における地域差の解消を 2030 年まで行うこととした地域では、地域差の解消に係る部分については、6/8 倍(第 8 次医療計画の終了年度 2029 年までの 6 年間分)とされています。

詳細は参考 2、および別添 2、3 をご参照ください。

次に、2026 年度以降の基準病床数の考え方については、新たな地域医療構想の考え方を踏まえ、改めて整理し示されます。

そして、第 8 次医療計画では、第 7 次医療計画まで介護施設、在宅医療等対応可

能数から除いていた、介護老人保健施設又は介護医療院へ転換することが見込まれる病床数は、除かないこととされています。

2は、現在厚生労働省にて再集計中であり、集計完了後改めてお示しすることとされています。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴都道府県における医療計画策定の審議の際に主導的な役割を果たされますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

各都道府県 医療計画主管課 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

療養病床及び一般病床に係る基準病床数について（参考）

第8次医療計画の作成については、「医療計画について」（令和5年3月31日付け医政発0331第16号厚生労働省医政局長通知）（以下「令和5年局長通知」という。）においてその留意事項等をお示ししたところですが、療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定式について、以下のとおり整理しましたので、事務の参考としてください。

記

1 介護施設、在宅医療等対応可能数について

医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）別表第7の第1項において、療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定式が規定されており、このうち「当該区域に所在する病院及び診療所の療養病床における入院患者のうち、都道府県知事が、当該区域における今後の介護老人保健施設及び居宅等における医療の確保の進展等を勘案して、介護老人保健施設及び居宅等における医療等によつて対応が可能な数として定める数」（以下「介護施設・在宅医療等対応可能数」という。）については、令和5年局長通知において「地域医療構想に定める『構想区域における将来の居宅等における医療の必要量』のうちの以下の数の合計数から、令和11年度末時点における以下の数の合計数に相当する数を比例的に推計した数とする。」とお示ししているところです（参考1、参考2参照）。

介護施設・在宅医療等対応可能数の算出に当たり必要となるデータについては、都道府県において、地域医療構想の策定に当たり、病床の必要量とともに推計されているものと承知していますが、第7次医療計画作成時に、厚生労働省から、事務の参考のため「市町村別データセット」として都道府県に御提供しております。こちらのデータについては、第8次医療計画の作成においても活用いただけるものと考えておりますが、第8次医療計画の作成において参考となる数値を追加した上で、別添1として送付いたします。

こちらの「市町村別データセット」には、地域医療構想の取組を2018年度から2025年度までの8年間実施することにより生じる市町村別の将来の居宅等における医療の必要量の推計値を掲載しております。

※「市町村別データセット」のエクセルファイル上の「第7次医療計画策定時配布データ（地域医療構想における2025年の介護施設・在宅等に係る追加需要等）」欄

この2018年度から2025年度までの8年間のうち、第7次医療計画の対象期間は、当該計画の最終年度である2023年度までの6年間となるため、結果として、「市町村別データセット」に掲載した2025年度の居宅等の必要量を6/8倍したものを、基準病床数の算定等に利用することとなっていたところです。

※「市町村別データセット」のエクセルファイル上の「第7次医療計画における療養病床から

の介護・在宅移行分（地域医療構想における2025年の介護施設・在宅等に係る追加需要×6/8）」欄

地域医療構想は、2025年度までの取組を基本としているため、第8次医療計画においては、2025年度の居宅等の必要量について、第8次医療計画の終了年度である2029年度まで比例的に推計（12/8倍）するのではなく、第8次医療計画の期間のうち、地域医療構想の取組を行う2024年度及び2025年度の2年間分で生じる追加需要を比例的に推計（2/8倍）することになります（参考3参照）。

ただし、「地域差解消分は2030年まで取り組む」とした特例地域については、2018年から2030年までの13年間で地域差解消を行うことになっているため、地域差の解消に係る分についてのみ、2024年度から第8次医療計画の最終年度である2029年度まで比例的に推計（6/8倍）することになります（参考4参照）。

上記考え方を図式化したものが別添2になりますので、あわせて御確認ください。

※「市町村別データセット」のエクセルファイル上の「第8次医療計画における療養病床からの介護・在宅移行分※2029年における追加的需要（2024年以降に生じる分を計上したもの）（地域医療構想における2025年の介護施設・在宅等に係る追加需要×2/8）（地域差解消について特例を設ける場合、地域差縮減分については×6/8）」欄

地域医療構想における慢性期病床に係る地域差の解消の目標年度については、構想区域ごとに異なります。これらの設定は各都道府県において行われているものと承知していますが、過去に、厚生労働省においてとりまとめた資料がありますので、事務の参考としてください（別添3）。

なお、今年度、都道府県において作成される第8次医療計画については、上記のとおり、現行の地域医療構想を踏まえた基準病床数の算定を行うこととなりますが、2026年度からの新たな地域医療構想に係る基準病床数の考え方については、改めて整理しお示しする予定です。

加えて、第7次医療計画作成時は、「医療計画について」（平成29年3月31日医政発0331厚生労働省医政局長通知）において、介護施設・在宅医療等対応可能数は、調査等により把握した介護老人保健施設又は介護医療院へ転換することが見込まれる病床数を除いた数としていたところ、令和5年局長通知においては、上記下線部分の記載はございませんので、第8次医療計画の作成において算定する際は御留意ください（参考5参照）。

2 流入・流出入院患者数について

規則第30条の30第1号に規定する算定式（規則別表第7）において、流入入院患者数は「0以上流入療養患者数（中略）以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数」及び「0以上流入一般患者数（中略）以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数」と、流出入院患者数は「0以上当該区域以外の区域に所在する病院及び診療所の療養病床又は一般病床における「入院患者のうち当該区域に住所を有する者の数以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数」とされています（参考1、参考2参照）。

流入・流出入院患者数については、令和5年第1回医療政策研修会Q&Aの別紙において、令和4年度データブック内のエクストラデータの受動動向データを用いて推計する方法を例示したところですが、都道府県からの照会を踏まえ、集計定義

を再度見直したところ、流入・流出を把握するといった観点から、集計定義を見直す必要があることが判明したため、現在再集計を行っています。再集計が完了次第、可能な限り早期に、流入・流出入院患者数に係る再集計データをお送りする予定であり、その際、集計を簡易とするツール（エクセルファイル）も併せてお送りいたしますので、予め御了知ください。

【照会先】

厚生労働省医政局地域医療計画課
E-mail iryo-keikaku@mhlw.go.jp

医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）（抄）

（基準病床数の算定）

第三十条の三十 法第三十条の四第二項第十七号に規定する基準病床数（以下「基準病床数」という。）は、次の各号に定める区分ごとに当該各号に定める数とする。

- 一 療養病床及び一般病床 前条第一号に規定する区域ごとに別表第七の一の項に掲げる式によりそれぞれの病床の種別に応じ算定した数の合計数。この場合において、同一都道府県における当該数の合計数は、同表の二の項に掲げる式により算定した数の当該同一都道府県における合計数に都道府県内対応見込患者数（当該都道府県の区域以外の区域に所在する病院及び診療所の入院患者のうち当該都道府県の区域に住所を有する者の数を上限として、当該都道府県の区域において医療が提供されると見込まれる患者の数として都道府県知事が他の関係都道府県の知事に協議して定める数をいう。以下同じ。）を加えた数から、都道府県外対応見込患者数（当該都道府県の区域に所在する病院及び診療所の入院患者のうち当該都道府県の区域以外の区域に住所を有する者の数を上限として、当該都道府県の区域以外の区域において医療が提供されると見込まれる患者の数として都道府県知事が他の関係都道府県の知事に協議して定める数をいう。以下同じ。）を減じた数を超えないものとする。

二～四 （略）

別表第七（第三十条の三十関係）

項	式
一	$(\Sigma A 1 B 1 - G + C 1 - D 1 / E 1) + (\Sigma A 1 B 2 \times F + C 2 - D 2 / E 2) + H - I$
二	（略）
三	（略）
	<p>備考</p> <p>この表における算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。</p> <p>A 1 当該区域の性別及び年齢階級別人口</p> <p>A 2 （略）</p> <p>B 1 厚生労働大臣が定める性別及び年齢階級別の療養病床入院受療率を上限として、当該区域において長期療養に係る医療を必要とする者の数等を勘案して都道府県知事が定める率</p> <p>B 2 厚生労働大臣が定める当該区域の属する都道府県の区域を含む地方ブロック（厚生労働大臣が都道府県の区域を単位として全国の区域を区分して定めるものをいう。Fにおいて同じ。）の性別及び年齢階級別一般病床退院率</p> <p>B 3～B 6 （略）</p> <p>C 1 0 以上流入療養患者数（当該区域に所在する病院及び診療所の療養病床における入院患者のうち当該区域以外の区域に住所を有する者の数をいう。以下同じ。）以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数。ただし、都道府県知事が、当該区域における医療の確保のために必要があるときは、流入療養患者数を超えて当該事情を勘案した数を加えることができる。</p> <p>C 2 0 以上流入一般患者数（当該区域に所在する病院の一般病床における入院患者のうち当該区域以外の区域に住所を有する者の数をいう。以下同じ。）以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数。ただし、都道府県知事が、当該区域における医療の確保のために必要があるときは、流入一般患者数を超えて当該事情を勘案した数を加えることができる。</p> <p>C 3 （略）</p> <p>D 1 0 以上当該区域以外の区域に所在する病院及び診療所の療養病床における入院患者のうち当該区域に住所を有する者の数以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数</p> <p>D 2 0 以上当該区域以外の区域に所在する病院の一般病床における入院患者のうち当該区</p>

域に住所を有する者の数以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数

D 3 (略)

E 1 厚生労働大臣が定める療養病床に係る病床利用率。ただし、当該病床利用率が各都道府県における直近の療養病床に係る病床利用率を下回る場合は、厚生労働大臣が定める療養病床に係る病床利用率以上各都道府県における直近の療養病床に係る病床利用率以下の範囲内で、都道府県知事が定める値とする。

E 2 厚生労働大臣が定める一般病床に係る病床利用率。ただし、当該病床利用率が各都道府県における直近の一般病床に係る病床利用率を下回る場合は、厚生労働大臣が定める一般病床に係る病床利用率以上各都道府県における直近の一般病床に係る病床利用率以下の範囲内で、都道府県知事が定める値とする。

E 3 (略)

F 厚生労働大臣が当該区域の属する都道府県の区域を含む各地方ブロックの平均在院日数の分布状況を勘案して定める平均在院日数を上限として、当該都道府県の平均在院日数の状況等を勘案して都道府県知事が定める数

G 当該区域に所在する病院及び診療所の療養病床における入院患者のうち、都道府県知事が、当該区域における今後の介護老人保健施設及び居宅等における医療の確保の進展等を勘案して、介護老人保健施設及び居宅等における医療等によつて対応が可能な数として定める数

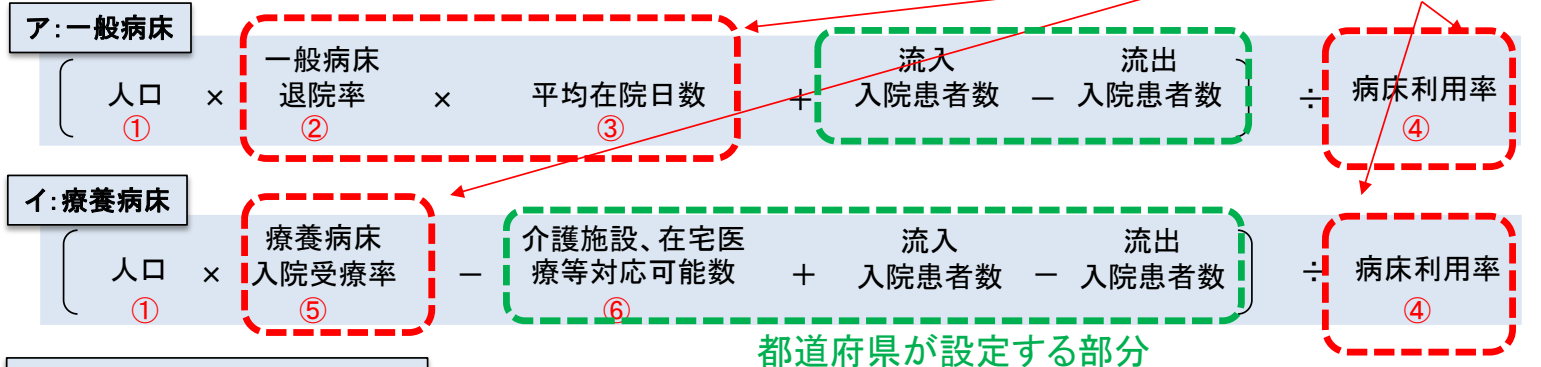
H 0以上都道府県内対応見込患者数以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数

I 0以上都道府県外対応見込患者数以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数

基準病床数の算定式

○ 各都道府県において、**一般病床・療養病床は二次医療圏ごと**に、以下の算定式に基づき算出。

$$\text{一般病床及び療養病床の基準病床数} = \text{ア} + \text{イ} \pm \text{ウ}$$



都道府県外への流出入を見込む場合、それぞれの都道府県間で調整協議を行い、合意を得た数を加減。

項目	都道府県知事が算定に用いる値
①人口	性・年齢階級別(医療計画作成時の夜間人口であって、最近のもの)を活用。
②一般病床退院率	国が設定した、性・年齢階級別かつ地方ブロック別の値を活用。【平成29年患者調査】
③平均在院日数	国が設定した、地方ブロック別の値を上限として、都道府県知事が設定した値を活用。【平成27年・令和元年病院報告】(参考:第7次の設定 13.4~16.3日)
④病床利用率	国が設定した値を下限として、都道府県知事が設定した値を活用 【平成28~令和元年病院報告の平均】(参考:第7次の設定 一般76%、療養90%)
⑤療養病床入院受療率	国が設定した、性・年齢階級別の値を上限として、都道府県知事が設定した値を活用。【平成29年患者調査】
⑥介護施設及び在宅医療等対応可能数	都道府県が、地域医療構想における推計と整合的に設定した値を活用。 ※地域医療構想では、令和7年に向けて、現在の療養病床以外で対応可能な患者は介護施設・在宅医療等で対応する前提を置き、病床数の必要量を推計。医療計画の基準病床も、これに相当する需要(対応可能数)を除外して計算。

基準病床の算定に用いる値

② 一般病床退院率(性・年齢階級別、ブロック別)(下表は75～79歳男性の例。人口10万対。)

平成29年患者調査より算出(前回は平成26年)

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州
第8次(2024～)	118.0	87.6	89.2	104.9	86.9	106.3	104.3	97.7	105.6
(参考) 第7次(2018～2023)	112.0	87.3	84.7	99.0	83.3	97.2	101.8	96.3	101.0

③ 平均在院日数(ブロック別)

平成27年、令和元年病院報告より算出(前回は平成21年、平成27年)

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州
第8次(2024～)	16.5	16.1	14.7	15.9	14.1	15.5	16.3	17.1	17.3
(参考) 第7次(2018～2023)	15.7	15.3	13.6	15.3	13.4	14.7	15.4	15.9	16.3

④ 病床利用率

平成28年～令和元年病院報告より、4年の平均を算出(前回は平成22年～平成27年)

	一般病床	療養病床
第8次(2024～)	76%	88%
(参考) 第7次(2018～2023)	76%	90%

③平均在院日数の算出方法の詳細(短縮率の設定)

- 2019年の在院日数に、地方ブロックごとに採用する短縮率を乗じる。
- ①2019年の平均在院日数が全国値を下回る場合→当該ブロックの短縮率
- ②2019年の平均在院日数が全国値を上回る場合→当該ブロックの短縮率と全国値の短縮率に1%を加えたものを比較し、短縮率の高い方

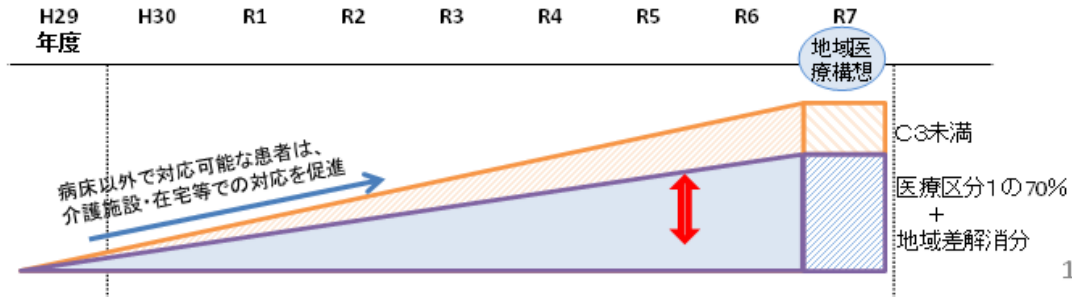
※ なお、上記の値が、各地域における直近の病床利用率を下回る場合は、上記の値以上当該地域における直近の病床利用率以下の範囲内で、都道府県知事が定めた値を利用することができる。

⑤ 療養病床入院受療率(性・年齢階級別)

		0～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80歳以上
第8次(2024～)	男	0.0	3.2	6.2	6.2	8.3	10	18.8	33.5	51.2	87.2	140.4	212.6	330.7	541.7	1395.7
	女	0.0	3.4	3.3	3.3	5.7	7.7	8.6	19.2	32	55.2	78.3	130.8	242.7	498.7	1970.2
(参考) 第7次(2018～2023)	男	0.0	3.3	3.1	5.9	7.9	9.1	18.2	27.7	51.2	86.8	138.4	215.2	333.4	617.8	1519.7
	女	0.0	3.4	3.3	3.1	5.4	9.4	10.3	16.4	30.9	49.3	80.9	137.1	261.9	591.3	2239.4

⑥ 介護施設・在宅医療等対応可能数

- ・「地域医療構想」では、令和7年に向けて、病床以外で対応可能な患者は在宅医療等で対応する前提を置き、病床数の必要量を推計。
- ・「医療計画」における基準病床数も、この推計と整合を図るため、計画期間の終期(令和11年度末)時点での対応すべき量を、基準病床から除外することとした。



地域の実情に応じた慢性期機能及び在宅医療等の需要推計の考え方

参考

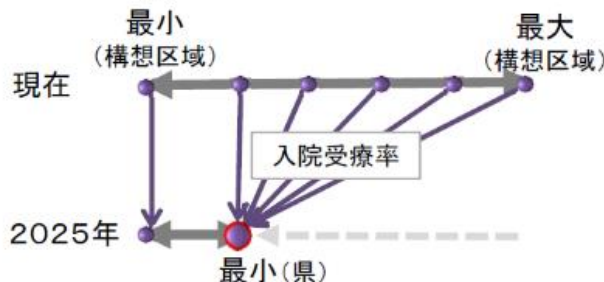
- 慢性期機能の医療需要については、医療機能の分化・連携により、現在では療養病床で入院している状態の患者数のうち一定数は、2025年には、在宅医療等※で対応するものとして推計する。
 - ※ 在宅医療等とは、居宅、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、その他医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であって、現在の病院・診療所以外の場所において提供される医療を指し、現在の療養病床以外でも対応可能な患者の受け皿となることも想定。
- その際、療養病床については、現在、報酬が包括算定であるので、行われた診療行為が分からず、医療資源投入量に基づく分析ができない。また、地域によって、療養病床数や在宅医療の充実、介護施設の整備状況等は異なっている。
- よって、医療資源投入量とは別に、地域が、療養病床の患者を、どの程度、慢性期機能の病床で対応するか、在宅医療・介護施設で対応するかについて、目標を定めることとして、患者数を推計する。
 - その際、現在、療養病床の入院受療率に地域差があることを踏まえ、この地域差を一定の目標まで縮小していくこととする。
- また、介護施設や高齢者住宅を含めた受け皿となる医療・介護等での対応が着実に進められるよう、一定の要件に該当する地域については配慮を行う。

【入院受療率の地域差の解消目標】

パターンA

全ての構想区域が
全国最小値(県単位)まで入院
受療率を低下する。

※ただし、受療率が全国最小値(県単位)未満の構想区域については、平成25年(2013年)の受療率を用いて推計することとする。



パターンB

構想区域ごとに入院受療率と全国最小値(県単位)との差を一定割合解消させることとするが、その割合については全国最大値(県単位)が全国中央値(県単位)にまで低下する割合を一律に用いる。

※ただし、受療率が全国最小値(県単位)未満の構想区域については、平成25年(2013年)の受療率を用いて推計することとする。



参考
4

地域の実情に配慮した慢性期病床の推計の特例について

参考

(一定の地域は2030年に目標達成を延長可能)

- 都道府県は、原則、パターンAからBの範囲内で入院受療率の目標を定めるが、以下の要件に該当する構想区域は、その目標達成年次を2025年から2030年とすることができることとする。

その際、2025年においては、2030年から比例的に逆算した入院受療率を目標とし、当該目標と2030年の目標の両方を地域医療構想に定めることとする。

【要件案】 以下の①かつ②に該当する構想区域

① 当該構想区域の慢性期病床の減少率が、全国中央値よりも大きい

② 高齢者単身世帯割合が全国平均よりも大きい

※1 2030年に延長した場合でも、2025年時点で、減少率が中央値を下回らないようにする。

※2 高齢者単身世帯の割合と入院受療率との相関については、弱い相関が見られる。(相関係数 0.62)

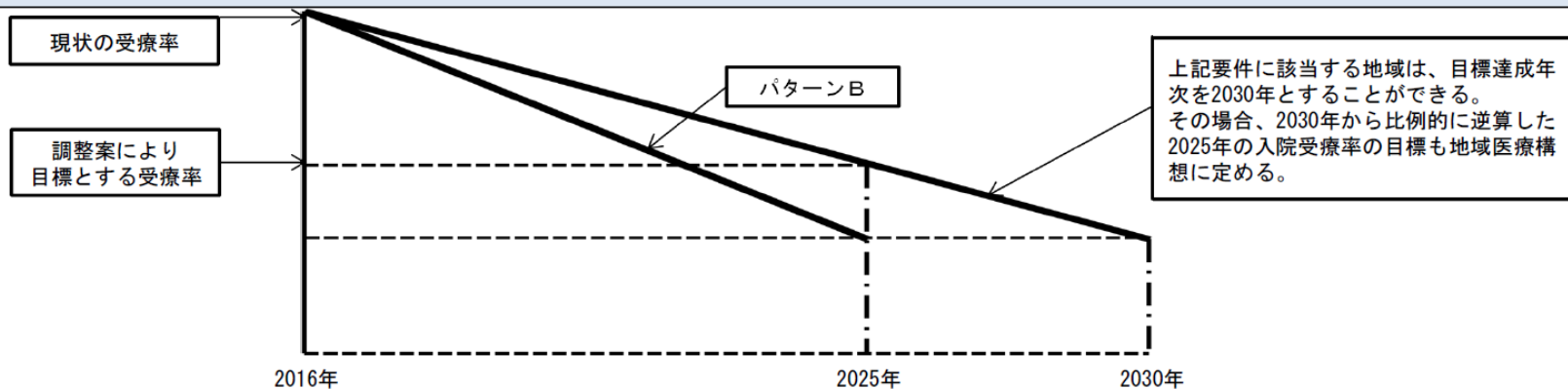
(地域医療構想策定後の目標修正について)

- 一定の要件に該当する構想区域において、特別な事情により、慢性期病床の必要量の達成が著しく困難になった場合には、厚生労働大臣が認める方法により、入院受療率の目標を変更することができることとする。

一定の要件→ 全国中央値を超える減少率の都道府県の構想区域(中央値を超える減少率の構想区域に限る。)その他これに類する構想区域

特別な事情→ やむを得ない事情に限定

厚生労働大臣が認める方法→ 全国中央値を下回らない範囲で、厚生労働省と協議して同意を得た方法

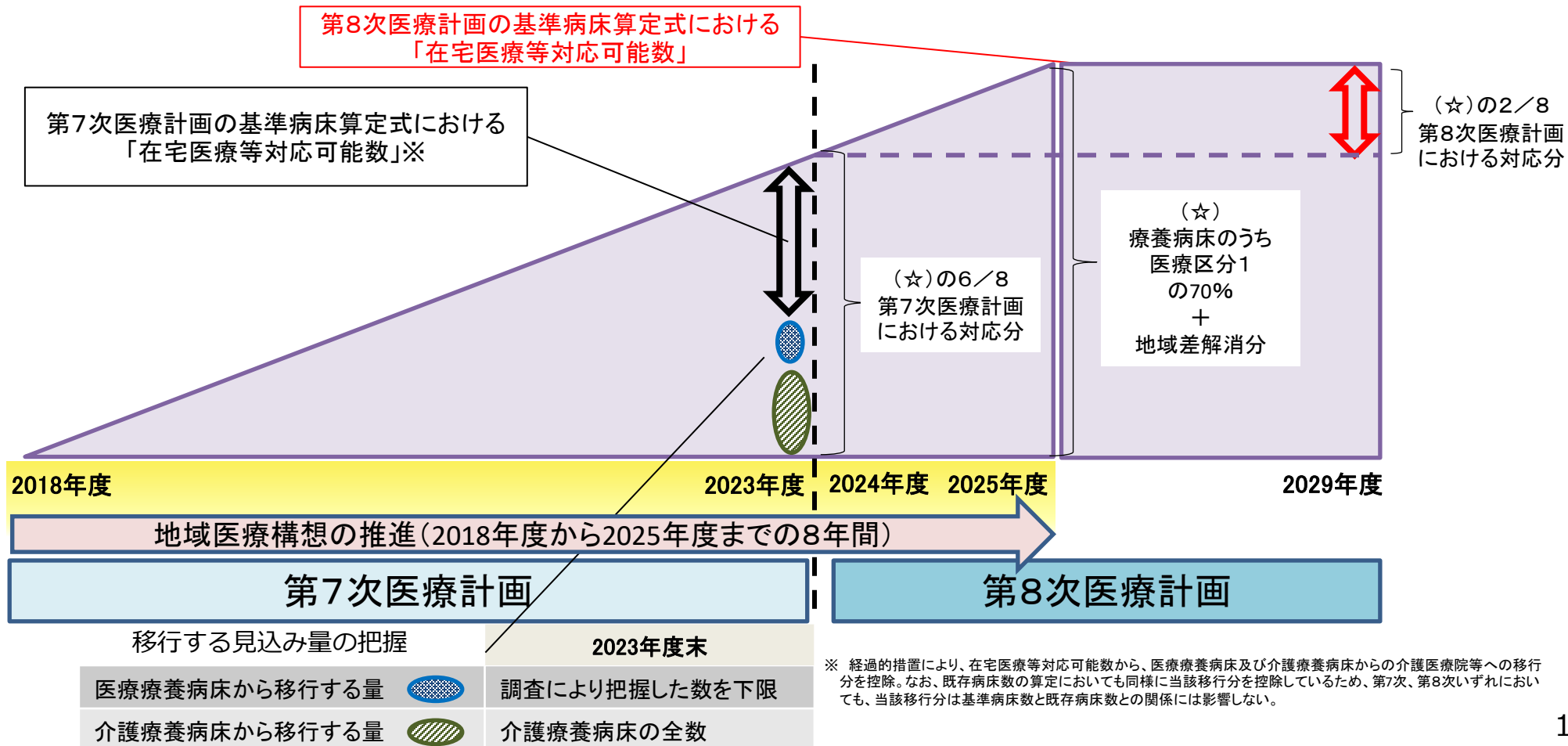


改 正 後	改 正 前
<p>(注1)～(注3) (略)</p> <p>(注4) 「介護施設及び在宅医療等で対応可能な数」とは、地域医療構想に定める「構想区域における将来の居宅等における医療の必要量」のうちの以下の数の合計数から、令和11年度末時点における以下の数の合計数に相当する数を比例的に推計した数とする。</p> <p>(i)・(ii) (略)</p> <p>(注5)・(注6) (略)</p> <p>(注7) 「療養病床入院受療率」、「一般病床退院率」、「病床利用率」及び「平均在院日数」として使用する(参考とする)数値については、<u>法</u>第30条の4第2項第17号の療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等(昭和61年厚生省告示第165号)により定められている。</p> <p>(注8)・(注9) (略)</p> <p>(備考) (略)</p> <p>② 精神病床に係る基準病床数は、都道府県の区域ごとに次の算定式により算出した数を標準とする。</p>	<p>(注1)～(注3) (略)</p> <p>(注4) 「介護施設、<u>在宅医療</u>等で対応可能な数」とは、地域医療構想に定める「構想区域における将来の居宅等における医療の必要量」のうちの以下の数の合計数から、令和5年度末時点における以下の数の合計数に相当する数を比例的に推計した上で、<u>療養病床から介護老人保健施設又は介護医療院へ転換</u>することが見込まれる病床数を除いた数とする。なお、<u>介護療養型医療施設の設置期限が令和5年度末</u>であることに注意すること。</p> <p>(i)・(ii) (略)</p> <p>(注5)・(注6) (略)</p> <p>(注7) 「療養病床入院受療率」、「一般病床退院率」、「病床利用率」及び「平均在院日数」として使用する(参考とする)数値については、<u>医療法</u>第30条の4第2項第17号の療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等(昭和61年厚生省告示第165号)により定められている。</p> <p>(注8)・(注9) (略)</p> <p>(備考) (略)</p> <p>② 精神病床に係る基準病床数は、都道府県の区域ごとに次の算定式により算出した数を標準とする。</p>

- 「地域医療構想」では、令和7年に向けて、病床以外で対応可能な患者は在宅医療等に対応する前提を置き、病床数の必要量を推計。
- 基準病床数の算定式における「介護施設・在宅医療等対応可能数」についても、これと整合的な設定を行っている。
- ただし、経過的措置により、第7次医療計画と第8次医療計画とでは、基準病床数の算定における在宅医療等対応可能数の考え方が異なることに留意が必要。

<地域医療構想における療養病床及び一般病床からの介護施設・在宅等への移行(イメージ)>

○療養病床の地域差解消を2025年度までに完了するとした地域



パターンC（特例対象地域）における地域差縮減分の考え方について

- 「地域医療構想」において、慢性期病床の地域差の解消分については、一定の要件に該当する場合、2030年までに地域差の解消を行うこととすることができることとしており、これらの設定を行った地域における在宅医療等対応可能数における地域差解消分の考え方は以下の図のとおりとなる。

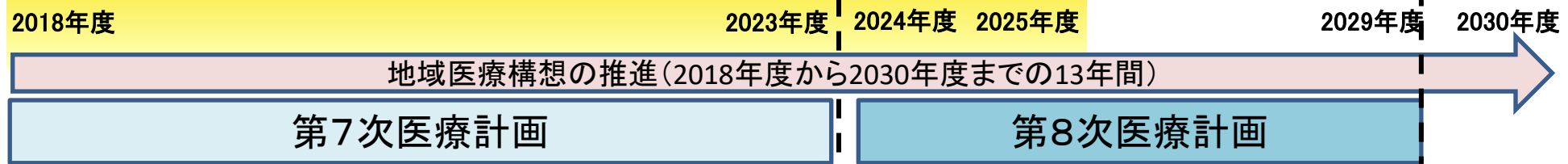
<地域医療構想における療養病床及び一般病床からの介護施設・在宅等への移行(イメージ)>
○療養病床の地域差解消を2030年度までに完了するとした地域における地域差解消分の考え方

第8次医療計画の基準病床算定式における「在宅医療等対応可能数」(地域差解消分)

(☆)の6/8
第8次医療計画における地域差解消の対応分

(☆)の6/8
第7次医療計画における地域差解消の対応分

(☆)
療養病床のうち
2025年度時点の
地域差解消分



病床機能別に見た構想区域ごとの病床の必要量 一覧

各構想区域における4機能ごとの病床の必要量

都道府県	構想区域	病床の必要量					(参考) 平成27年度病床機能報告			
		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	パターン	高度急性期	急性期	回復期	慢性期
北海道	南渡島	585	1759	1618	895	B	382	3236	472	1412
	南檜山	0	56	119	70	C	0	202	0	197
	北渡島檜山	18	103	196	228	B	0	366	52	571
	札幌	3913	10951	8923	11999	B	4276	15376	2218	11877
	後志	164	638	856	1264	C	102	1512	280	1328
	南空知	98	474	708	645	C	0	1270	136	939
	中空知	124	424	435	626	C	26	869	123	1006
	北空知	17	100	153	252	C	0	191	0	407
	西胆振	279	800	620	1127	C	93	1386	574	1576
	東胆振	233	752	800	677	B	24	1388	240	555
	日高	20	103	259	255	C	0	273	34	283
	上川中部	689	1795	1613	1528	B	1250	3018	481	1723
	上川北部	63	229	251	249	C	11	536	102	345
	富良野	25	120	177	165	B	0	335	0	175
	留萌	35	142	191	195	C	0	346	30	275
	宗谷	28	127	271	156	B	0	521	125	129
	北網	275	790	744	641	C	270	1609	203	885
	遠紋	46	186	285	261	C	92	564	0	430
十勝	363	1141	1207	1356	B	686	1780	545	1373	
釧路	355	1139	769	750	C	566	1683	253	978	
根室	20	97	236	144	B	0	345	0	189	
青森	津軽地域	318	1110	1244	467	B	601	2258	444	740
	八戸地域	323	1122	1082	704	B	88	1958	389	769
	青森地域	338	900	1127	659	B	722	1429	597	867
	西北五地域	43	270	246	245	C	0	565	40	572

各構想区域における4機能ごとの病床の必要量

都道府県	構想区域	病床の必要量					(参考) 平成27年度病床機能報告			
		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	パターン	高度急性期	急性期	回復期	慢性期
青森	上十三地域	96	506	371	203	B	0	1029	82	173
	下北地域	39	162	168	84	B	6	475	23	120
岩手	盛岡	547	1553	1861	1224	B	1323	2274	909	1743
	岩手中部	135	438	555	248	B	50	1253	231	251
	胆江	84	357	312	445	B	0	816	91	527
	両磐	76	278	290	237	B	0	855	151	230
	気仙	44	164	93	69	B	20	345	46	98
	釜石	31	130	165	223	B	0	340	119	282
	宮古	39	143	196	94	B	0	359	78	168
	久慈	43	136	133	42	B	20	335	82	48
	二戸	31	134	91	35	B	0	425	0	92
宮城	仙南	93	357	456	334	B	26	790	247	349
	仙台	1798	4999	3899	2505	B	2947	7027	1119	2457
	大崎・栗原	182	567	669	484	B	36	1619	98	773
	石巻・登米・気仙沼	192	681	981	584	B	30	1591	328	400
秋田	大館・鹿角	67	300	296	279	C	0	761	164	462
	北秋田	13	50	57	15	B	0	189	58	0
	能代・山本	72	300	246	155	C	0	785	38	374
	秋田周辺	480	1408	1120	1013	B	658	2426	287	1059
	由利本荘・にかほ	77	374	246	452	B	7	726	178	547
	大仙・仙北	65	308	250	224	B	0	605	192	263
	横手	97	360	192	216	B	10	669	160	100
	湯沢・雄勝	31	155	137	88	B	0	398	109	52
山形	村山	523	1687	1431	1232	B	734	3143	723	1185
	最上	43	210	236	85	-	5	602	84	147

各構想区域における4機能ごとの病床の必要量

都道府県	構想区域	病床の必要量					(参考) 平成27年度病床機能報告			
		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	パターン	高度急性期	急性期	回復期	慢性期
山形	置賜	159	610	573	407	-	30	1113	510	511
	庄内	208	614	698	551	B	384	1300	348	592
福島	県北	404	1462	1667	452	B	719	2960	423	450
	県中	469	1640	1404	1130	B	100	3778	618	1128
	県南	100	387	247	155	B	7	882	52	145
	会津・南会津	256	849	846	508	B	86	2031	285	745
	相双	45	233	243	204	B	0	822	40	226
	いわき	264	809	750	873	C	307	1667	281	1535
茨城	水戸	621	1626	1510	721	B	278	3531	191	953
	日立	172	619	713	346	B	63	1450	265	713
	常陸太田・ひたちなか	150	673	738	551	B	24	1402	226	814
	鹿行	70	373	443	379	B	0	978	79	640
	土浦	236	687	642	365	B	736	958	90	412
	つくば	436	1209	895	949	B	825	1462	170	818
	取手・竜ヶ崎	307	1278	1242	877	B	26	2214	526	897
	筑西・下妻	54	337	515	552	B	9	850	231	962
	古河・坂東	133	643	419	274	B	38	1106	172	299
栃木	県北	232	830	922	501	B	360	1382	415	837
	県西	105	459	358	272	B	139	820	96	402
	宇都宮	437	1457	1363	1167	B	528	2284	460	1550
	県東	61	271	200	154	B	172	441	33	181
	県南	687	1735	1762	573	B	1991	1768	402	537
	両毛	206	633	574	499	B	41	1383	125	773
群馬	前橋	529	1429	1149	459	B	1561	1475	314	481
	高崎・安中	283	975	1314	1127	B	469	1944	468	1039

各構想区域における4機能ごとの病床の必要量

都道府県	構想区域	病床の必要量					(参考) 平成27年度病床機能報告			
		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	パターン	高度急性期	急性期	回復期	慢性期
群馬	渋川	128	256	287	256	B	71	804	66	278
	藤岡	95	314	331	126	B	0	625	55	247
	富岡	59	185	179	302	B	6	388	57	427
	吾妻	18	103	284	167	C	0	331	226	778
	沼田	69	313	251	228	B	133	414	295	199
	伊勢崎	186	627	805	544	B	11	1385	250	388
	桐生	102	413	528	463	B	33	984	106	822
	太田・館林	231	857	939	667	B	36	2028	190	814
埼玉	南部	609	1922	1623	871	B	996	2099	302	723
	南西部	425	1685	1356	1311	B	391	2196	168	979
	東部	831	2783	2734	2587	B	142	4364	901	1726
	さいたま	1039	2770	2301	1554	B	1478	3546	362	1493
	県央	344	1273	1120	797	B	391	1721	232	877
	川越比企	802	2260	2518	2072	B	1763	2566	703	1784
	西部	694	2249	2370	2638	B	780	2961	663	2517
	利根	426	1580	1448	1176	B	38	2707	383	1092
	北部	327	1258	1066	791	B	410	2155	238	985
	秩父	31	174	181	214	B	0	359	71	376
千葉	千葉	1077	3028	2520	1859	B	1028	4289	884	1650
	東葛南部	1376	4783	4072	2779	B	1541	5875	1257	2131
	東葛北部	1386	4227	3647	2439	B	1027	5781	901	1754
	印旛	594	1947	1625	1382	B	275	3169	222	1548
	香取海匝	289	745	587	560	B	64	1875	243	887
	山武長生夷隅	104	887	946	994	B	20	1463	405	1335
	安房	308	602	358	373	C	153	1164	99	701

各構想区域における4機能ごとの病床の必要量

都道府県	構想区域	病床の必要量					(参考) 平成27年度病床機能報告			
		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	パターン	高度急性期	急性期	回復期	慢性期
千葉	君津	232	806	810	522	B	492	902	142	800
	市原	284	826	695	335	B	64	1398	350	182
東京	区中央部	3331	6682	3848	608	B	6810	5917	397	485
	区南部	1349	3564	2730	927	B	2088	3954	429	1380
	区西南部	1492	3710	3080	1701	B	745	5645	1148	1493
	区西部	2056	4982	3944	1134	B	2792	5269	850	1378
	区西北部	1845	5513	4879	3147	B	3117	5810	1269	3313
	区東北部	837	3162	3370	2347	B	235	5468	939	2333
	区東部	1088	3633	2739	957	B	1543	4715	821	1055
	西多摩	275	967	1031	1475	B	39	1562	223	2428
	南多摩	995	3290	3067	4391	B	1141	3970	765	4241
	北多摩西部	595	1787	1453	1001	B	1077	1642	491	1198
	北多摩南部	1429	3087	2637	1551	B	3052	2128	765	1533
	北多摩北部	596	1877	1830	1734	B	788	2152	480	2238
	島しょ	0	21	20	0	B	0	95	0	0
神奈川	横浜	4187	10687	8883	6398	B	5782	10133	2057	4448
	川崎北部	687	1808	1437	1171	B	1121	2085	220	914
	川崎南部	856	2327	1569	572	B	190	3870	273	507
	横須賀・三浦	780	2210	1913	1227	B	1781	1913	389	1128
	湘南東部	539	1585	1303	1150	B	559	1999	326	1099
	湘南西部	752	2140	1404	1205	B	1147	1904	465	1302
	県央	541	2071	1852	1239	B	66	3188	669	985
	相模原	808	2305	1710	2413	B	1025	2289	451	2712
	県西	269	777	863	772	B	466	1277	108	1392
新潟	下越	123	442	476	477	B	388	677	217	531
	新潟	799	2526	2308	2095	B	1600	3938	763	3043

各構想区域における4機能ごとの病床の必要量

都道府県	構想区域	病床の必要量					(参考) 平成27年度病床機能報告			
		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	パターン	高度急性期	急性期	回復期	慢性期
新潟	県央	87	449	627	433	B	0	1133	165	629
	中越	359	1127	974	1167	B	91	2553	205	1620
	魚沼	76	362	424	396	B	26	1152	76	328
	上越	193	700	694	480	B	534	1032	307	494
	佐渡	24	124	206	135	B	0	354	0	191
富山	新川	86	375	346	403	C	0	910	131	810
	富山	536	1648	1360	1374	B	1437	2136	444	2928
	高岡	233	915	750	493	B	300	1662	288	865
	砺波	75	316	269	378	B	16	720	132	923
石川	南加賀	146	696	567	604	B	32	1310	286	886
	石川中央	940	2659	2648	1913	B	2359	3329	903	3136
	能登中部	108	417	325	425	C	50	1002	171	555
	能登北部	31	158	154	108	C	0	530	0	261
福井	福井・坂井	588	1691	1502	871	B	1370	2418	620	1259
	奥越	16	129	181	93	B	0	303	90	60
	丹南	55	423	577	386	B	0	866	232	697
	嶺南	76	333	386	284	B	18	812	90	654
山梨	中北	403	1353	1227	1161	B	1167	1850	326	1457
	峡東	48	279	978	419	B	0	730	774	451
	峡南	0	78	102	83	C	0	306	0	162
	富士・東部	84	318	259	117	B	15	800	99	135
長野	佐久	193	733	494	334	B	81	1370	191	509
	上小	98	547	696	423	B	30	1085	288	727
	諏訪	215	719	510	289	B	409	867	264	257

各構想区域における4機能ごとの病床の必要量

都道府県	構想区域	病床の必要量					(参考) 平成27年度病床機能報告			
		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	パターン	高度急性期	急性期	回復期	慢性期
長野	上伊那	119	432	381	221	B	153	859	80	210
	飯伊	129	555	416	238	B	127	955	209	272
	木曾	14	58	40	26	B	0	211	0	48
	松本	503	1432	1098	562	B	811	2115	454	559
	大北	36	197	108	62	B	0	386	65	62
	長野	543	1634	1196	1047	B	977	2227	621	1229
	北信	57	244	182	58	B	15	461	140	99
岐阜	岐阜	869	2757	2201	1247	B	1325	3996	809	1760
	西濃	253	917	744	516	B	304	1664	337	667
	中濃	226	902	841	442	B	202	1791	248	512
	東濃	236	836	653	332	B	273	1548	351	326
	飛騨	108	380	326	192	B	16	990	182	230
静岡	賀茂	20	186	271	182	B	8	304	132	306
	熱海伊東	84	365	384	235	B	68	555	121	366
	駿東田方	609	1588	1572	1160	B	734	3309	664	2341
	富士	208	867	859	676	B	68	1610	382	818
	静岡	773	1760	1370	1299	B	1615	2086	547	2031
	志太榛原	321	1133	1054	738	B	251	1883	367	967
	中東遠	256	1081	821	698	B	290	1183	361	1100
	西部	889	2104	1572	1449	B	1936	2537	693	2664
愛知	名古屋・尾張中部	2885	8067	7509	3578	B	6380	8923	1989	4463
	海部	192	640	772	377	B	31	1179	301	538
	尾張東部	799	2309	1374	786	B	1982	1500	142	791
	尾張西部	407	1394	1508	613	B	94	2458	518	519
	尾張北部	565	1822	1789	1209	B	679	2663	510	1406

各構想区域における4機能ごとの病床の必要量

都道府県	構想区域	病床の必要量					(参考) 平成27年度病床機能報告			
		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	パターン	高度急性期	急性期	回復期	慢性期
愛知	知多半島	319	1108	1209	674	B	205	2013	411	502
	西三河北部	368	1128	990	578	B	437	1355	261	586
	西三河南部西	585	1703	1770	940	B	1523	1360	753	1122
	西三河南部東	231	706	902	486	B	545	716	479	551
	東三河北部	19	103	70	75	C	0	225	13	255
	東三河南部	537	1633	1587	1457	B	799	2364	548	2722
三重	桑員	114	497	554	383	B	3	1217	71	532
	三泗	299	725	874	629	B	346	1440	322	691
	鈴亀	151	529	476	503	B	296	840	107	625
	津	314	934	881	727	B	697	1453	407	1040
	伊賀	77	284	329	219	B	0	850	50	156
	松坂	222	641	589	385	B	167	1288	225	541
	伊勢志摩	216	527	501	443	B	273	1096	195	376
	東紀州	29	122	174	236	C	0	479	40	385
滋賀	大津	470	1161	961	645	B	1292	983	233	737
	湖南	294	999	892	521	B	374	1563	272	685
	甲賀	78	311	448	341	B	8	593	142	435
	東近江	174	485	551	622	B	138	1044	185	880
	湖東	82	355	293	284	B	8	619	267	245
	湖北	161	446	288	67	B	324	602	146	109
	湖西	18	114	146	112	B	0	270	40	100
京都	丹後	71	263	352	184	B	16	832	96	233
	中丹	184	634	557	282	B	94	1324	234	487
	南丹	80	360	278	516	B	0	810	0	567
	京都・乙訓	2487	6865	6005	5926	B	4634	7195	1494	6496

各構想区域における4機能ごとの病床の必要量

都道府県	構想区域	病床の必要量					(参考) 平成27年度病床機能報告			
		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	パターン	高度急性期	急性期	回復期	慢性期
京都	山城北	309	1200	1191	1648	B	109	1855	531	1407
	山城南	56	221	159	129	B	0	370	107	115
大阪	豊能	1436	4044	3577	2421	B	1772	4067	811	2149
	三島	956	2961	2786	2410	B	957	3193	886	1545
	北河内	1197	4319	4511	3083	B	1035	5445	1351	2435
	中河内	657	2424	2759	1275	B	490	3387	508	1257
	南河内	814	2515	1875	1902	B	1249	2896	347	1895
	堺市	991	3128	2571	3202	C	652	3625	742	3952
	泉州	993	2818	2623	2523	C	618	3562	970	3251
	大阪市	4745	12838	10662	6458	B	4561	16101	2446	7276
兵庫	神戸	2074	5910	5032	2631	B	2235	8414	1688	3142
	阪神南	1279	3468	2859	1664	B	1890	4010	719	2269
	阪神北	497	1890	1718	2465	B	136	3345	758	2766
	東播磨	730	2229	2115	1380	B	438	3825	606	1618
	北播磨	234	988	889	1257	B	146	1768	403	1362
	中播磨	658	1959	1901	752	B	704	3040	679	1125
	西播磨	145	708	900	468	B	65	1595	339	710
	但馬	133	541	476	250	B	120	838	296	212
	丹波	52	236	204	339	C	4	638	44	474
	淡路	99	328	438	559	C	95	633	249	832
奈良	奈良	329	1170	1137	906	B	63	1944	546	1117
	東和	285	933	830	318	B	362	1423	406	360
	西和	283	932	1113	977	B	534	1385	409	922
	中和	355	1209	1130	709	B	460	1894	421	807
	南和	23	130	123	171	C	0	376	50	223

各構想区域における4機能ごとの病床の必要量

都道府県	構想区域	病床の必要量					(参考) 平成27年度病床機能報告			
		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	パターン	高度急性期	急性期	回復期	慢性期
和歌山	和歌山	588	1674	1836	863	B	1281	2793	622	1377
	那賀	48	267	261	385	B	0	483	198	429
	橋本	65	267	327	78	B	6	498	171	179
	有田	0	146	148	201	C	0	350	85	263
	御坊	20	210	191	234	B	4	492	97	274
	田辺	120	404	340	249	B	36	926	171	503
	新宮	44	174	212	154	B	0	559	64	397
鳥取	東部	218	740	699	586	B	405	1199	229	927
	中部	83	402	449	224	B	106	601	330	275
	西部	282	877	989	347	B	665	1395	353	617
島根	松江	212	810	712	740	B	489	1137	505	880
	雲南	15	113	254	141	C	0	364	71	163
	出雲	255	644	421	341	B	752	735	235	636
	大田	13	93	174	123	C	0	297	176	114
	浜田	62	255	212	231	C	10	392	260	384
	益田	47	214	179	173	C	0	540	101	196
	隠岐	8	39	50	38	B	0	111	24	0
岡山	県南東部	1187	3335	2927	2029	B	2354	4510	1376	2774
	県南西部	888	2722	2761	1866	B	1743	3311	1203	2305
	高梁・新見	17	123	134	192	C	0	377	113	322
	真庭	25	157	175	106	C	0	395	64	172
	津山・英田	132	501	483	414	C	125	1020	229	699
広島	広島	1585	4242	4506	2730	B	3296	5013	1400	4067
	広島西	156	410	515	478	C	261	585	180	1069
	呉	287	858	894	751	C	696	1137	398	1025

各構想区域における4機能ごとの病床の必要量

都道府県	構想区域	病床の必要量					(参考) 平成27年度病床機能報告			
		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	パターン	高度急性期	急性期	回復期	慢性期
広島	広島中央	122	672	678	669	B	14	1074	428	1018
	尾三	242	905	991	726	C	306	1810	347	1240
	福山・府中	524	1691	1840	976	B	421	2766	838	1039
	備北	73	340	323	430	C	30	616	177	492
山口	岩国	131	419	446	505	C	506	393	193	732
	柳井	49	250	229	563	C	0	415	32	1566
	周南	223	745	842	737	C	463	1128	394	1316
	山口・防府	275	974	899	860	C	547	1470	399	1286
	宇部・小野田	328	937	879	1064	C	742	1661	292	1882
	下関	264	856	1067	1295	C	370	1517	755	2139
	長門	29	149	131	128	C	0	397	0	243
	萩	24	178	181	232	C	0	359	19	522
徳島	東部	492	1605	2080	1946	C	1070	2372	1123	3618
	南部	179	514	613	557	C	405	774	259	612
	西部	47	274	310	377	C	10	410	253	590
香川	東部	607	1853	1698	1093	B	717	3583	582	1314
	小豆	0	83	102	73	C	0	0	0	87
	西部	439	1450	1596	1118	C	147	2810	826	1823
愛媛	宇摩	51	317	294	217	C	10	452	184	473
	新居浜・西条	196	826	677	648	C	44	1626	205	949
	今治	119	682	708	430	C	30	1372	256	687
	松山	781	1995	2067	1836	B	2110	3034	941	2750
	八幡浜・大洲	59	486	693	443	C	0	1052	198	717
	宇和島	120	418	454	305	B	20	1059	279	586
高知	安芸	0	199	205	225	C	0	290	42	235

各構想区域における4機能ごとの病床の必要量

都道府県	構想区域	病床の必要量					(参考) 平成27年度病床機能報告			
		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	パターン	高度急性期	急性期	回復期	慢性期
高知	中央	834	2065	2493	3370	C	889	4224	1308	5674
	高幡	0	265	227	269	C	0	299	88	419
	幡多	6	331	361	402	C	6	669	204	554
福岡	福岡・糸島	2958	7751	6235	4032	B	4476	7081	2581	5158
	粕屋	219	777	1333	1077	B	76	1395	184	2044
	宗像	82	458	679	460	B	14	692	228	798
	筑紫	409	1274	1499	922	B	391	1600	414	1432
	朝倉	62	364	462	302	B	6	477	128	524
	久留米	849	2095	1939	1203	B	1184	2897	765	2601
	八女・筑後	148	668	627	365	B	4	916	386	571
	有明	172	812	1216	1263	C	78	1833	593	2049
	飯塚	304	862	661	653	C	128	1723	557	814
	直方・鞍手	51	294	471	378	C	0	565	210	475
	田川	61	290	473	302	B	24	799	165	386
	北九州	1883	5296	4825	4062	C	1669	7357	2414	5569
	京築	119	373	703	610	C	78	632	231	919
佐賀	中部	372	1168	1430	855	B	103	2663	763	1361
	東部	31	286	472	559	B	0	441	173	744
	北部	101	378	269	437	C	15	726	223	708
	西部	32	171	244	272	C	0	498	158	451
	南部	161	635	684	521	C	440	1087	238	1046
長崎	長崎	651	2437	2537	1776	C	902	3839	1168	2488
	佐世保県北	319	1086	1242	864	C	341	2421	718	1505
	県央	359	1063	993	1145	B	384	1799	496	1791
	県南	96	491	475	373	C	16	873	432	647

各構想区域における4機能ごとの病床の必要量

都道府県	構想区域	病床の必要量					(参考) 平成27年度病床機能報告			
		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	パターン	高度急性期	急性期	回復期	慢性期
長崎	五島	18	116	154	49	B	0	407	17	92
	上五島	0	51	54	25	B	0	149	0	50
	壱岐	0	74	94	97	C	0	209	43	208
	対馬	14	82	111	16	B	0	222	60	0
熊本	熊本・上益城	1376	3565	4232	2646	B	2478	5153	2505	4724
	宇城	25	214	356	402	C	0	560	184	744
	有明	83	359	399	455	C	18	818	466	787
	鹿本	33	147	207	99	C	6	373	151	298
	菊池	64	453	578	589	B	0	987	425	1662
	阿蘇	20	119	110	198	C	0	364	94	412
	八代	113	440	419	382	C	60	1140	289	628
	芦北	35	160	199	352	C	0	495	191	717
	球磨	67	240	234	292	C	8	692	147	586
	大草	59	310	316	677	C	8	930	171	1444
大分	東部	265	996	1223	793	B	557	1756	732	1307
	中部	759	2545	2571	1463	B	823	4272	1063	1193
	南部	60	305	447	128	B	0	862	136	119
	豊肥	33	177	223	175	B	0	527	113	208
	西部	55	245	369	141	C	6	827	162	183
	北部	123	640	558	355	C	0	1388	339	604
宮崎	宮崎東諸県	558	1602	1324	962	B	707	3021	785	1396
	都城北諸県	218	676	740	279	B	9	1971	311	529
	延岡西臼杵	108	418	522	309	B	41	1123	244	542
	日南串間	37	165	270	407	C	0	703	87	556
	西諸	27	164	399	206	C	0	583	171	428

各構想区域における4機能ごとの病床の必要量

都道府県	構想区域	病床の必要量					(参考) 平成27年度病床機能報告			
		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	パターン	高度急性期	急性期	回復期	慢性期
宮崎	西都児湯	18	152	416	324	C	0	521	115	452
	日向入郷	36	181	349	181	C	0	589	179	327
鹿児島	鹿児島	982	2778	2880	2244	C	1392	5122	1463	3121
	南薩	69	353	774	649	C	62	1268	428	1091
	川薩	77	422	499	358	C	0	792	324	507
	出水	53	176	297	227	C	6	482	161	412
	始良・伊佐	125	699	1093	1005	C	0	1485	705	1761
	曾於	17	125	249	273	C	0	374	35	396
	肝属	114	450	570	596	C	8	1231	374	704
	熊毛	25	158	214	128	B	0	350	90	17
	奄美	78	373	472	342	C	10	1070	189	448
沖縄	北部	83	312	326	395	C	53	540	133	871
	中部	561	1639	1691	1101	B	373	1872	711	1253
	南部	1111	3172	2350	1699	B	1369	3431	626	1799
	宮古	39	150	118	107	C	11	330	19	339
	八重山	37	154	189	46	B	55	331	44	44